

26年度の年額が決定 介護保険料

介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。

特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）

今回確定した年額保険料から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に徴収します。

また来年度の4月の保険料は2月と同額で徴収します。

※ 金額等が変更になる場合は別途通知します。

普通徴収（納付書で保険料を納めている方）

今回確定した年額保険料から1・3期分を差し引いた額になります。

4期（7月）以降も引き続き、毎月納付書で納めていただきます。

※ 10月から特別徴収が開始される場合もありますので、通知書の期別（月別）保険料額をご確認ください。

保険料の軽減制度

災害・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予や、保険料第3段階で生活に困窮している場合の保険料軽減の制度があります。

詳しいことは、お問合せください。

お問合せ 介護保険課

▽納付相談 ☎ 21・3033

介護保険施設入所者等の居住費・食費の減額

介護保険施設や短期入所施設に入所または入院中の方で、利用者負担第1段階から第3段階に該当する場合、申請により居住費・食費の負担が減額されます。

社会福祉法人による利用者負担額の軽減

社会福祉法人が提供する訪問介護などのサービスを利用する方は、申請により利用者負担が減額される場合があります。

※ 現在交付している「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の有効期限は、6月30日（月）までです。引き続き減額認定を申請する方は、7月中に手続きしてください。

お問合せ 介護保険課

☎ 21・3024

☎ 26・4090

福祉サービスについて

福祉サービスについて

福祉サービス苦情処理制度

25年度の運用状況

福祉サービス苦情処理制度



福祉サービスの利用や相談、申請の際に、不満を感じた、不公平な扱いを受けたなど、市の機関や事業者などに対する苦情を、第三者委員である福祉サービス苦情処理委員が、

中立の立場でお受けします。
対象は、子ども・体の不自由な方・お年寄りなどが、施設や住宅において利用するさまざまな福祉サービスです。

秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

この責任者は当初、良いような話をしていたが、後日ケアマネジャーから日数を増やせないと言わされた。この責任者は当初、良いような話をしていたのだから謝罪説明があつても良いのではないか。

お問合せ 福祉サービス
苦情処理委員事務局

☎ 21・3297

☎ 26・4090

苦情の内容とその対応の例

苦情の内容 ホームヘルパーの責任者に訪問日数を増やしたい旨相談したところ、当初、良いような話をしていたが、後日ケアマネジャーで認識の食い違いがあると判明した。

調査結果 苦情の内容についてホームヘルパーの責任者と相談者の間で認識の食い違いがあると判明した。

対応結果 委員から「改めて相談者に対し、状況を説明したほうが良い」との意見があり、その意見を受け、責任者から相談者に対して説明を行った。

この一年間で55件の苦情と12件の相談を受け付けました。

苦情55件のうち福祉サービスに関するものは50件でした。

詳しいことは、お問合せください。

25年度の運用状況報告書を市HPに掲載します。

お問合せ 介護保険課

▽保険料 ☎ 21・3033

▽納付相談

☎ 32・1547

災害・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予や、保険料第3段階で生活に困窮している場合の保険料軽減の制度があります。第2・第3段階の表記がある通知書は、接種まで保管してください。

○高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担免除の確認書類に、介護保険料決定通知書を使用できます。第1（生活保護受給者を除く）。

詳しいことは、お問合せください。

この一年間で55件の苦情と12件の相談を受け付けました。

苦情55件のうち福祉サービスに関するものは50件でした。

詳しいことは、お問合せください。

この一年間で55件の苦情と12件の相談を受け付けました。

苦情55件のうち福祉サービスに関する